

事務連絡  
令和5年5月1日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）室

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、  
業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について

令和5年4月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を5月8日に廃止することとなりました。これに伴い、基本的対処方針に基づく、イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組は廃止となりますが、廃止に当たっての留意事項につき、各府省庁所管団体に対する情報提供等について依頼がありました。

つきましては、別添「(事務連絡) 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」(令和5年4月27日)のご周知のほどよろしく申し上げます。

また、政府においては今後、政府行動計画等の内容を充実させ、これに基づき、各府省庁や各都道府県において、充実した訓練や有事への備えに係る業務を着実に実施するとともに、それらが有事に機能するものとなっているかを内閣感染症危機管理統括庁において点検し、更なる改善を行うこととしております。そのため、これまでに実施した新型コロナウイルス感染症対策に関する振り返り、検証を行うため、今後、貴都道府県に対し、情報提供（資料提供・ヒアリング等）をお願いすることがあるため、あらかじめご了知のほどよろしく申し上げます。

(別添) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡

「イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」